

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日)
（当たる翌日は、その
休日がと日）

平成八年十一月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
谷口歯科医院	鳥取市立川町五丁目一四一—二	平成八年十月十六日
宍戸医院	鳥取市田島七一六	平成八年十月十八日
せのお小児科内科医院	東伯郡赤崎町大字赤崎一九八四—〇	平成八年十月十九日
あけしま歯科医院	倉吉市幸町五〇七一—八	平成八年十月二十一日
有限会社大村薬局城北店	鳥取市田島七三七	平成八年十月十五日
うるしばら漢方薬局	岩美郡国府町新通り三丁目三五〇—	平成八年十月十五日
あかさき薬局	東伯郡赤崎町大字赤崎一九八四—一八	平成八年十月十五日

目次

◇告示 保険医療機関等の指定（保険課）

土地改良区の役員の就退任（農村整備課）

鳥獣保護区の存続期間の更新（森林保全課）

保安林の指定の解除（〃）

生産事業者の登録の失効（〃）

漁業災害等補償法による共済契約の締結の申込みについての同意を求めるための発起人の届出（水産課）

土地収用法による事業の認定（管理課）

◇雑報 第二種大規模小売店舗についての意見の聴取（経営流通課）

告示

鳥取県告示第七百三十六号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、保険

医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により、次のとおり告示する。

平成八年十一月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

監事 高橋 定 米子市石州府四四三

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次
のとおり尾高井手土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、
同条第十七項の規定により告示する。

平成八年六月十八日退任
就任した役員の氏名及び住所

監事 梅林喜男 米子市石州府四四一

平成八年七月十五日就任 任期平成十二年四月三十日まで

鳥取県告示第七百三十八号

鳥獣保護及狩獵二関スル法律施行令（昭和二十八年政令第二百五十四号）第一条第二項ただし書の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新したので、鳥獣保護及狩獵二関スル法律施行規則（昭和二十五年農林省令第八百八号）第二十条の規定により告示する。

平成八年十一月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	区 域	存 続 期 間	面 積
千代川流域 鳥獣保護区	鳥取市安長地内の県道伏野覚寺線の八千代橋東詰を起点とし、同所から県道秋里吉方線を南方に進み、県道鳥取鹿野倉吉線の千代橋東詰千代川右岸堤防に至り、同堤防を南方に進み、県道鳥取河原自転車道線に至り、同県道を南方に進み、国道五十三号に至り、同国道を南方に進み、円通寺橋を経て鳥取市と河原町の境界に至り、同境界線を西方に進み、県道鳥取港線に至り、同県道を北方に進み、県道伏野覚寺線に至り、同県道を東方に進み、起点に至る線に囲まれた一円の地域	平成八年十一月一日から平成十八年六月三十日まで	ヘクタール

鳥取県告示第七百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成八年十一月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七百四十号

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び境港市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第七百四十一号

道路用地とするため

鳥取県告示第七百四十二号

解除に係る保安林の所在場所

鳥取県告示第七百四十三号

解除の理由

鳥取県告示第七百四十四号

道路用地とするため

鳥取県告示第七百四十五号

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び境港市役所に備え置いて縦覧に供する。）

平成八年十一月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

登録番号	生産事業者の氏名	生産事業者の住所	生産事業者の内容	事業所の名称	事業所の所在地
243	213	123	89	坂本萬寿恵	坂本萬寿恵
藤原善太郎	谷口京子	福田孝子	八頭郡河原町 大字牛戸 一四九	幼苗及び幼苗以 外の苗木の育成	八頭郡河原町 大字牛戸
八頭郡用瀬町 大字屋住 五一七	八頭郡智頭町 大字穂見 一三三	八頭郡智頭町 大字穂見 一八九	穂の採種並びに 幼苗及び幼苗以 外の苗木の育成	苗畑	坂本萬寿恵
藤原善太郎	谷口京子	福田孝子	八頭郡智頭町 大字穂見	苗畑	八頭郡河原町 大字牛戸
八頭郡用瀬町 大字屋住	八頭郡智頭町 大字穂見 一三三	八頭郡智頭町 大字穂見 一八九	穂の採種並びに 幼苗及び幼苗以 外の苗木の育成	苗畑	八頭郡河原町 大字牛戸

鳥取県告示第七百四十一号

漁業災害補償法施行規則（昭和三十九年農林省令第三十五号）第四十八条の二において準用する同規則第四十六条第一項の規定に基づき、漁業災害補償法（昭和三十九年法律五百八十八号）第一百八条の二第二項に規定する同意を求めるために、発起人ならうとする旨の届出があつたので、漁業災害補償法施行規則第四十八条の二において準用する同規則第四十六条第三項の規定により、次のとおり告示する。

届出事項	漁業者調書の縦覧
発起人ならうとする者の住所及び氏名	加入区
岩美郡岩美町大字浦富三八モ一 磯見一夫	加入区
北川勇	浦富
岩美郡岩美町大字浦富三五八 澤田博志	加入区
西伯郡大山町安原一二二 古志正凱	漁業の区分
西伯郡淀江町大字淀江七七四 田中久吉	場所
西伯郡淀江町大字淀江七四九 三好晋治	期間
淀江	漁業者調書の縦覧
漁業災害補償法第百四十二条に掲げる漁業	漁業の区分
同組合	場所
淀江漁業協同組合	期間
平成八年十一月一日から同月十五日まで	漁業の区分

鳥取県告示第七百四十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成八年十一月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一起業者の名称
鳥取市

平成8年11月1日 金曜日

鳥取県公報

11 事業の種類

西大路製地造成事業

11 起業地

1 収用の部分 鳥取市西大路字土居及び字大谷北山の地図
2 使用の部分 なし

3 土地収用法第116条の1の規定による団地の遊覧場所

鳥取市西大路116

鳥取市役所

2 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地

ホックステーナー皆生店
米子市皆生大池2630ほか

3 閉店時刻

午後10時

4 休業日数

年12日

雑報

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和48年法律第109号。以下「法」という。）第9条第4項において準用する法第7条第2項の規定により、次の第二種大規模小売店舗に係る届出事項について申出をしようとする者は、その意見を、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則（昭和49年通商産業省令第17号）第9号に定めるところにより、平成8年11月15日までに鳥取県商工労働部経営流通課に提出してください。

平成8年11月1日

鳥取県大規模小売店舗審議会会長 田中蓬篤

○ 法第9条第1項及び第2項の届出に係るもの

1 届出者の名称

株式会社原憲チーン本部

株式会社アミゴ

株式会社クリップ